

令和4年度第1回
燕市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和4年度 第1回 燕市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

1. 日 時：令和4年8月25日（木） 午後1時30分～午後2時58分
2. 場 所：燕市役所 3階 会議室 301
3. 次 第：(1) 開会
(2) 会長あいさつ
(3) 副市長あいさつ
(4) 議事録署名委員の選任 （野神委員）
(5) 議題
 - ①【報告】令和3年度燕市国民健康保険特別会計決算について
 - ②【報告】国民健康保険保険者努力支援制度の結果について
 - ③その他
4. 出席委員：被保険者代表：亀倉委員、戸成委員、山田委員
保険医・保険薬剤師代表：佐藤委員、野神委員、井手口委員、外石委員
公益代表：遠藤委員、三富委員、小越委員、藤井委員
被用者保険等保険者代表：渡邊委員、登坂委員
5. 欠席委員：被保険者代表：今井委員
被用者保険等保険者代表：齋藤委員
6. 事務局：副市長、本間医療主幹
収納課：高橋課長 税務課：本井課長、平澤課長補佐
健康づくり課：篠田課長 長寿福祉課：梅田課長
保険年金課：近藤課長、平松課長補佐、涌井副参事、山田主事、長島主事
7. 報道機関：なし
8. 傍聴者：なし

次第 1 開会

事務局

皆様、本日は大変お疲れさまです。
定刻になりましたので、ただ今より国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。
本日の進行を務めさせていただきます、健康福祉部保険年金課の平松です。
よろしくお願いいたします。

まず初めに、今年度の事務局につきまして、4月1日付けの人事異動による新しい職員を紹介させていただきます。保険年金課長よりお願いいたします。

(保険年金課長 あいさつ)

事務局

続きまして、副参事の涌井です。
(涌井副参事 あいさつ)

事務局

最後に、課長補佐の平松です。
(平松課長補佐 あいさつ)

事務局

次に、本日の出席状況についてご報告いたします。被保険者代表の今井委員、被用者保険等保険者代表の齋藤委員から欠席の連絡がありましたので、お知らせいたします。
本日の会議は、国保運営協議会規則第3条、委員の半数以上の出席により成立いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、コロナの感染状況を考慮し、本日の協議会の終了は、午後2時30分を目途としておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
また、本日は机上にマイクが設置されておりますので、委員の皆様が発言される際には手前のマイクスイッチを押して、オン、オフを切り替えながらご発言していただきますよう、お願いいたします。なお、本日は、感染症対策のため30分おきに1回、2分から3分程度、出入口を開け、換気をさせていただきます。

最初に次第の2、会長あいさつでございます。三富会長お願いいたします。

(三富会長 あいさつ)

事務局

ありがとうございました。
次に、次第の 3、副市長あいさつでございます。
南波副市長から、ご挨拶を申し上げます。

(南波副市長 あいさつ)

事務局

ありがとうございました。
なお、副市長につきましては、次の公務が入っておりますので、
ここで退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(南波副市長 退席)

事務局

次に、協議会及び議事録の取扱いにつきましては、本協議会は公開を原則とさせていただきます。なお、議事録の公開につきましては、委員発言の個人名は公表いたしませんので、よろしくお願いいたします。また、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康チェック表のご記入、当日のマスク着用、検温にご協力いただき大変ありがとうございました。

次に、次第の 4、「議事録署名委員の選任」についてですが、ここからは、議事の進行を三富会長からお願いいたします。

会長

はい。それでは、早速、議事に入らせていただきます。
次第の 4、「議事録署名委員の選任」であります。会長指名とさせていただきます。
異議はございませんか。

(委員、異議なしの声)

会長

ありがとうございます。
異議なしと認め、議事録署名委員に野神委員を指名いたします。
野神委員、よろしくお願いいたします。

次に、次第の 5 の議題に入ります。議題の①、令和 3 年度燕市国民健康保険特別会計決算について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料の確認後、

<資料①-2により令和3年度燕市国民健康保険特別会計決算について報告>

会長

報告が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

委員

配布資料のP284とP285に記載のある督促手数料について、令和2年度が70万円の当初予算で、令和3年度が80万円になっていますが、督促手数料というのは1通につき100円を徴収できるという根拠で算出されていると思います。単純に80万円を100円で割ると、8,000通になりますが、ひと月で考えると600通から700通になります。この調定額というのは、決算のことで、8,000通の倍の16,000通分以上の調定額という風に読み取ったのですが、そうすると実際には、例えば2度目3度目の催告書などの予算も含んでいるということでしょうか。

事務局

督促手数料については、督促のはがきの分の100円となっております。その後、未納のままの方に対する催告書も送付しますが、その予算については別途となっております。よろしいでしょうか。

委員

わかりました。関連してもう1点質問してもよろしいでしょうか。

本日は決算に対する意見が求められていると思うので、意見はないのですが、予算を検討するときには令和2年度が70万円で不足し、令和3年度は80万円にしたように、令和4年度の予算についても、同様に考慮すべきと単純に考えてもよろしいのでしょうか。

事務局

予算については、前年、前々年の件数を加味して作っておりますので、増えていけばその分を考慮し、想定して予算を作っております。納期限納入ができず20日を過ぎると督促状が出ますが、それでもさらに未納の方が増えれば、その分だけ100円が積み重なっていき決算に反映されます。

委員

わかりました。ありがとうございます。

会長

他にありませんか。

委員

資料①の決算書の明細の項目について、調定額という記載が歳入の箇所にあります。調定額と予算現額、そして収入未済額の関連で、資料①P278の国民健康保険税の場合、予算現額が約13億6192万円、調定額が約17億7100万円と約4億円の開きがあります。この調定額という意味合いについて、そして、なぜこの4億円という差が発生するのでしょうか。また、同じ資料のP283の収納率を見ると高い数値もあれば、非常に低い数値もあり、この点の詳細についても教えていただけますでしょうか。

事務局

予算現額については、前年までの実績を考慮しておりますが、収入済額については、国民健康保険に加入する等、一年を通して変動があり、調定額が随時プラスされてまいります。収納率については、国民健康保険税を課税するにあたり医療給付費分、後期支援分、介護分をそれぞれ計算し、1人1人の状況に応じて組合せた上で納税者へ通知しております。また、それらの各項目をシステム上に反映させ、その内訳毎に按分をして収納率を出しております。

事務局

補足いたします。P278の予算現額と調定額の4億円の差について、調定額は税率に基づいて計算をした、納めていただくべき額、つまり賦課額とのことです。そして、その調定額に対して実際にどのぐらい収入があったかということが収納率です。予算を作成する際には、その収納率が過去どれぐらいであったかということを勘案し、収納見込みを考慮した上で予算現額となりますので、4億円程の差がでることとなります。また、繰り返しになりますが、その調定額に対して、実際の収入が何%になっているかということが収納率になります。よろしいでしょうか。

委員

はい、ありがとうございます。続いて1点質問ですが、収入未済額について、その意味は翌年度に引き続き収納に努める額という風に認識しております。P282とP283の予算現額の国民健康保険税の項目において、医療給付費分、滞納繰越分の令和3年度収納未済額は約1億5299万円、令和2年度の決算書では約1億8013万円となっており、この数値は翌年度の予算現額に反映されるべき額ではないのでしょうか。実際の予算現額が約4485万円となっており、実際にはどういう見方をしているのか、考えるべきなのか、教えていただけますでしょうか。

事務局

収入未済額というのは決算時にたてており、翌年度の予算においては、滞納繰越分に考慮しております。繰越された分の中で、粛々と滞納整理、収納に努めております。その分だけ予算が減少していくこととなります。ただ、現年度分についても督促や催告を以て収納に努めておりますが、それでも未納であった分が収納未済額となり、さらに翌年度の滞納繰越分となります。

委員

収入未済額は一定して大きい金額かと思いますが、予算現額については、今までの実績を加味して予算を組むということによろしいでしょうか。

事務局

滞納繰越においては、実際の収入で見ると例年 2 割程しか入ってきていない実績です。そのような状況下で、仮に 100%の予算を組んでしまい、結果として 100%の収入が無かった場合には、歳入欠陥を招きます。その絡みで、予算については、実際に収入されるであろう金額をたてています。そして、その歳入に見合う歳出をはじめた中で、不足が発生すれば税率を上げる必要が出てまいりますし、財源を確保する必要が出てまいります。よって、滞納繰越については、例年の実績に倣い予算を組んでおります。よろしいでしょうか。

委員

はい、ありがとうございます。

会長

他にありませんでしょうか。

会長

ないようですので、議題の①、令和 3 年度燕市国民健康保険特別会計決算について、ご了承をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、議題の①、令和 3 年度燕市国民健康保険特別会計決算について、報告を終了させていただきます。

次に、議題の②、国民健康保険保険者努力支援制度の結果について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

<資料②により国民健康保険保険者努力支援制度の結果について報告>

会長

報告が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

委員

2年連続1位ということで大変素晴らしいことだと思っております。1点質問がございまして、令和3年度の事業概要の中のP11の分析の話になりますが、レセプトベースに基礎データを作成し、検診や各保健指導データと組み合わせて燕市オリジナルデータベースを作成し、それによりの確な対象者を作成するとあります。特定保健指導については特定健診の結果から行っていると思えますし、それ以外に燕市が独自に行っている保健指導はどのようなものがありますか。保険者努力支援制度に特に寄与したものや、うまく取り組めた部分があれば、教えてくださいいただけますでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりで通常は特定健診の結果をもとに保健指導を実施するということになりますが、レセプトデータを使う意味としては、今現在病院にかかっている方又は以前にかかっていた方を把握することができます。例えば、脳梗塞の方で以前はレセプトが出ていたものの、最近レセプトが出てこないところから、中断と判断し、保健指導の対象としております。また、糖尿病については、唯一治療中の方を対象としておりますが、主治医の先生からご協力いただき、先生から重点的に指導すべき点などを教えていただき、保健指導へ繋げております。そして、今申し上げた内容というのは、資料②の指標③にある、糖尿病等の重症化予防に関する取り組みの実施状況という項目において加点をいただいております。また、この項目の中に地域医師会との協力という評価もあつたかと思えますが、地域の先生方にご協力いただき、事業に取り組んでいく形が評価され、県内2年連続1位という結果に繋がっているのではないかなと考えております。

会長

よろしいでしょうか。

委員

はい、ありがとうございます。

会長

他にありませんか。

委員

全国14番目ということですが、町や村ですと事業を強化すると順位も上がりやすいかと思いますが、人口数万人の市においてこの順位ということは凄いと思います。全国の市の中で、上位がどこの市か教えてくださいいただけますでしょうか。

事務局

全国792市のうち、1位が岐阜県飛騨市、2位が同率で富良野市と燕市です。

委員

わかりました。そして、これは素晴らしい結果かと思えますし、自治体の長年の努力の積み重ねの結果かと思えます。新潟県や燕市の中で大いに知らせるべき結果かと思えますので、そのような機会が有れば、ぜひお願いしたいと思えます。

事務局

ありがとうございます。改めて周知に努めてまいりたいと思えます。

会長

他にありませんか。

委員

資料①の2の歳入の概要の箇所で、顔認証システムのオンライン資格確認について、燕市のマイナンバー普及率はどれくらいでしょうか。また、保険証との連携については、どのような状況でしょうか。最後に、直近で、国よりこのシステム導入に対する補助金を拡充して、更に普及させていくとの通達がありましたが、燕市としての対応はどうお考えでしょうか。

事務局

ご質問ありがとうございます。燕市のマイナンバーカードの状況については、手元に資料が無いため、お答えできず申し訳ございません。国からの補助に対する対応としては、以前同様に県での対応含めて、ご相談いただければ、燕市でお応えできる範囲でご説明、ご協力させていただきたいと考えております。保険証との連携については、保険年金課の窓口で連携の機器をお貸ししてお手伝いしております。もちろんご本人様がスマホ等で行っている方も多いかと思えます。

会長

よろしいでしょうか。

委員

はい、ありがとうございます。

会長

無いようですので、議題の②、国民健康保険保険者努力支援制度の結果について、ご了承をいただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、議題の②、国民健康保険保険者努力支援制度の結果について、報告を終了させていただきます。

次に、議題の③、その他について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

<机上の各配布物について説明>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

会長

無いようですので、議題の③、その他について、報告を終了させていただきます。

せっかくの機会ですので、委員の皆様から何かありませんか。

委員

はい、この度の決算とは直接関係はありませんが、平成 30 年度の決算では、歳入の療養給付費交付金がありましたが、その項目が無くなっているのは、どうしてでしょうか。

事務局

平成 30 年度の制度改正により、それ以降については、県の普通交付金に含まれています。平成 29 年度の精算分が平成 30 年度に入り、それが最後となります。

委員

わかりました、ありがとうございます。

会長

他にありませんか。

委員

傷病手当金について、最初の頃は該当無いとお聞きしておりましたが、昨今の感染拡大により、その後の申請等については、どういう状況でしょうか。

事務局

傷病手当金については、感染拡大第 6 波の頃、令和 3 年度の 3 月に 1 件申請が有り、その申請に対する支給がこの度の実績 31,109 円でございます。そして、同時期に 2 件の申請が有りましたが、それについては令和 4 年度の実績となる予定です。

委員

わかりました、ありがとうございます。

事務局

申し訳ございません。先ほどの燕市のマイナンバーカードの普及率について、補足させていただきます。8月14日現在で37.2%の普及率になっております。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。他にありませんか。

会長

無いようですので、議題の③、その他について、報告を終了させていただきます。
以上で、本日の議題につきましては、すべて終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しいたします。

事務局

会長、議事の進行、大変ありがとうございました。
それでは最後に、健康福祉部医療主幹からひと言ご挨拶させていただきます。

(本間主幹 あいさつ)

事務局

それでは、これにて、本日の燕市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。
委員の皆さまには、長時間にわたり、ご審議をいただきありがとうございました。
大変お疲れさまでございました。

(閉会：午後2時58分)